

# 「二条城桜まつり2026 夜間事業」実施事業者募集要領

## 1 目的

この要領は、「二条城桜まつり2026 夜間事業」の企画及び実施に関し、プロポーザル方式により、実施事業者を募集する手続について、必要な事項を定めるものです。

## 2 概要

### (1) 所在地

京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地

京都市元離宮二条城

### (2) 業務内容及び条件等

仕様書（別紙1）のとおり。

### (3) 事業者選定の方式

プロポーザル方式による評価を行い、参加事業者の中から1者を選定します。

## 3 応募資格

(1) 応募できる事業者は、2年以上継続して適正に営業しており、本要領に定める条件を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現できる事業者とします。

(2) 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者（以下「複合体事業者」という。）の参加も認めるものとします。複合体事業者の場合にあっては、構成員が本公募の他の応募者（他の参加者がグループである場合は、その代表者及び構成員）でないことを要件とします。また、複合体事業者の中から代表となる法人又は個人（以下「代表者」という。）を定め、本市への質疑や書類の提出等は代表者が行ってください。

(3) 事業者（複合体事業者の構成員を含む）が次の各号に該当する場合は、応募できません。

ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあっては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において、本市により競争入札参加停止の措置を受けた者

イ 有資格者名簿に登載されていない者にあっては、市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあって、これらが未納となっている者

ウ 契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者

エ 事業者、役員又は使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者

カ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者

キ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされ

ていない者

ク 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

ケ 事業者の役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である場合

#### 4 プロポーザルに係る質疑及び回答

##### (1) 受付方法

実施事業者募集質問書（様式1）を作成のうえ、FAXにより、「12 提出先」へ提出してください。また、送付後、必ず電話により到達の確認をしてください。

##### (2) 受付期間

令和7年10月23日（木）から令和7年10月31日（金）午後5時（必着）まで

※ 受付期間終了後は、いかなる理由であっても受け付けません。

##### (3) 回答方法

受け付けた質問及びその回答については、令和7年11月4日（火）までに、元離宮二条城ホームページ（<https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/>）に掲載します。

#### 5 参加表明

##### (1) 提出書類

参加表明書（様式2）を持参、郵送又はFAXにより、提出してください。

##### (2) 受付期間

令和7年10月23日（木）から令和7年11月7日（金）午後5時（必着）まで

※ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで。

※ 郵送の場合は、必ず簡易書留をお願いします。

※ FAXの場合は、送付後、必ず電話により到達の確認をしてください。

※ 受付期間終了後は、いかなる理由であっても受け付けません。

#### 6 参加申込み及び提出書類

##### (1) 提出書類

次の書類（原本1部、写し6部の合計7部）を、令和7年11月18日（火）午後5時（必着）までに、持参又は郵送により提出してください。

ア 参加申込書（様式3）

イ 提案書（様式4）及び以下の内容が分かる資料（任意様式）

（ア）会社の信頼性（会社概要が分かる資料、パンフレット、チラシ等があれば提出してください。）

（イ）事業の企画内容（本市が指定する仕様に加え、独自事業を含めて、内容を具体的に提案したもの）

（ウ）広報内容

（エ）加算率 ※様式4の5に記載してください。

(オ) その他

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）

エ 納税証明書（提出日の直前2事業年度の納税に係る証明書）

（ア）所得税又は法人税、消費税及び地方消費税

（イ）市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市による課税がある場合に限る。）

オ 誓約書（様式5）

カ 暴力団排除措置に係る誓約書（様式6）

※ ウ～カについては、京都市の有資格者名簿に登載されている方は不要です。

※ イ（ア）及びウ～カについては、複合体事業者の場合、構成員ごとに該当する書類の提出が必要です。

## (2) 留意事項

ア 参加表明書の提出後、応募を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出してください。

イ 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募した事業者の負担とします。

ウ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

エ 提出された全ての書類等は返却できません。

オ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時で、本市の承諾を得た場合のほか認めません。

カ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

キ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

ク 提出後に、参加資格がないことが判明した場合は、審査を行いません。

## 7 選定に係る面接の実施

提出された提案書に基づき、面接による審査を行います。実施日時等は別途連絡します。

### (1) 実施場所

元離宮二条城事務所（予定）

### (2) 面接のタイムスケジュール

プレゼンテーション（約20分）

質疑応答（約20分）

## 8 審査・選定

参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行います。

提出書類を基に、応募資格の有無を確認します。別に定める評価基準に基づき、提出書類及び面接による審査を行い、実施候補者及び次点者を決定します。

実施候補者に選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合、又は実施候補者が辞退した場合等については、次点者を実施候補者として選定します。

評価点400点満点（100点×4人）中240点以上であることを選定の条件とし、審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断された場合は、実施候補者を選定しない場合があります。

選定結果については、実施候補者決定後、評価点を郵送により通知するとともに、元離宮二

条城ホームページにおいて、参加した事業者及び評価点を公表します。審査結果についての異議申立は受け付けません。

## 9 評価基準及び評価点

実施事業者募集に係る評価基準（別紙２）のとおりとします。

## 10 決定後の手続

選定された実施候補者については、使用許可内容に係る協議を行い、許可条件について合意した後に使用許可します。実施候補者と許可条件について合意に達しなかった場合は、次点者を実施候補者として使用許可の交渉を行います。

また、提出書類及び面接審査における発言等に虚偽の内容があった場合、又は、実施候補者として選定された後に企画内容に重大な変更が発生するなど、実施事業者として不適当と本市が判断した場合は、審査時にあっては失格、使用許可後にあってはその使用許可を取り消すことがあります、その際は次点者に使用許可することとします。

なお、正当な理由なく、実施候補者として選定された後に辞退したことにより本市に損害が生じた場合、損害賠償請求を行うことがあります。

## 11 標準保証書の提出

使用許可の手続の際、保証人を立て、実施事業者及び保証人の署名、捺印のある標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて提出してください。

＜保証人の資格要件＞

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

- 1 日本国内に住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）
- 2 使用料の年額の５倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること

※ 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の１／４の保証金を使用前に納付してください。

## 12 提出先

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地

京都市元離宮二条城事務所（担当：事業推進担当 大村、高村）

電話番号 075-841-0096

FAX 番号 075-802-6181